

## 原子力規制庁向け質問事項案（2026年5月12日政府交渉用）

原子力規制委員会は、2026年4月1日の定例会合において、特定重大事故等対処施設（特重施設）設置に係る経過措置既定の在り方について検討し、「特重施設の完成までに当該経過措置期間を超過していることに関しては、当該経過措置期間の起算点を（本体施設の使用前確認の確認日に）変更することで対応する」との事務局案を承認した。

1. 原子力規制委員会は、2026年2月18日の定例会合において、2025年にあった事業者からの「全てのプラントにおいて、経過措置期間を3年延長いただきたい」との申し出について、他律的条件としては認められないとの理由でこれを退けた。検討の過程で山中委員長は、「他律的な要因として何か事業者が避けきれない要因があれば、経過措置については考えましょうということとは従来原子力規制委員会でも議論してきた」（原子力規制委員会2025年12月24日議事録）と述べていた。今回の起算点の変更による事実上の延長は、他律的な要因として事業者が避けきれない要因とはいえず、対応が矛盾しているのではないか。
2. 特重施設について、新規制基準は「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処する」、「原子炉格納容器の損傷を防止する」の2点をあげ、設置を義務付けている。規制委・規制庁は、「信頼性向上のためのバックアップ対策」であることを強調するが、可搬型施設では、移動して接続しなければならずリスクが伴う。設備の制御や作業員がおかれた環境などを考慮しても、常設の特重施設によるリスク低減は無視できない。だからこそ、新規制基準で設置を義務付けたのではないか。むしろ可搬型施設がバックアップという位置づけではないか。
3. 新規制基準は、大型航空機の衝突にどの程度耐えられるようにしているのか、定量的に説明されたい。
4. 起算点の変更による経過措置の事実上の延長は、「特重施設の当該経過措置期間の超過」が理由とされている。超過期間の実績について事務局は、「（特殊事例と考えてもよい）高浜1、2を除いては数か月から1年以内ぐらいの期間全部はみ出している」（原子力規制委員会2025年12月24日議事録）と説明している。ところが、今回の変更方針により、女川2号機の起算点は2021年12月23日から2024年12月26日となり、経過措置はちょうど3年間延長されることになる。これは、2025年に事業者側から要求があった期間に合致する。柏崎刈羽6号機については1年7か月余り、島根2号機については1年4か月余りと1年を超えている。経過措置期間の超過が理由であるのに、起算点変更による延長の期間が、実績の「数か月から1年以内」を大幅に超過しているのはなぜか。事業者側の都合で動いているだけではないか。
5. 検討の過程で山中委員長は、「組織文化的あるいは倫理的な側面でいいますと、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓とか反省に基づけば、電力事業者というのは経営の最優先として安全確保をまず行うべきであるということと、継続的に安全性向上というのを図らなければならない。こういうことを事業者には求めてきたわけでございます」（原子力規制委員会2025年12月24日議事録）と述べていた。今回の方針は、東電原発事故の教訓として規制当局が事業者に求めていたことに反することを、規制当局自らが率先して行うことを意味する。このようなことを規制当局が行うべきではないと考えるがいかがか。
6. 起算点の変更は具体的にどのように行うのか。規則等の変更はあるのか。関係する原子力施設の地元の住民などから意見を聞くつもりはあるのか。